

令和元年第7回佐伯市教育委員会会議録

- 1 日 時 令和元年7月30日(火)
開会 15時31分 閉会 16時54分
- 2 場 所 佐伯市教育委員会 教育委員会室
- 3 出席者の氏名
教育長 土崎 谷夫
委 員 桑門 超 委 員 米倉 ゆかり
委 員 平井 國政
- 4 事務局
教育部長 狩生 浩司
教育総務課長 吉村 岩雄
学校教育課長(以下、「学教課長」という。) 高野 徹
社会教育課長(以下、「社教課長」という。) 淡居 宗則
体育保健課長 榎 英樹
本日の書記 総括主幹 御手洗 薫 副主幹 團塚 竜二
- 5 付議した議案 4件
- 6 報告事項等 6件
- 7 その他 0件
- 8 傍聴人 0名

開 会

教育長 ただいまから令和元年第7回佐伯市教育委員会を開会します。

事務局 (出席委員の確認)

前回会議録の承認

教育長 前回の第6回佐伯市教育委員会の会議録の承認を米倉委員お願いいたします。
(会議録に署名)

教育長の報告

- ・7/1～2 文化庁佐伯城跡実地調査
- ・7/2 第1回幼・小・中教育問題調査会
- ・7/3 姉妹都市グラッドストーン市長来訪
- ・7/4 グラッドストーン学生教育国際交流事業
- ・7/10、16 学校訪問
- ・7/16 豊後高田市学びの教室21世紀塾視察
- ・7/22～26 第57回大分県中学校総合体育大会

議 案

【議 事】

議案第25号 佐伯市公民館運営審議会委員の委嘱について

教育長 それでは議事に入りたいと思います。議案第25号佐伯市公民館運営審議会委員の委嘱について、担当から説明をお願いします。

社教課長 議案第25号佐伯市公民館運営審議会委員の委嘱について、現委員の任期が令和元年7月31日で満了するため、再任及び後任委員を任命したいので教育委員会の承認を求めるものであります。佐伯市公民館条例第27条に、審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者のある者のうちから教育委員会が委嘱することになっております。また、第2項で委員は20人以内とし、その委員の任期は2年となっております。資料2ページをご覧ください。今回はこの名簿に記載されている19名を委員に委嘱したいと考えております。その中で、新任は5名となっており、前任の方の退任の意向を受けて、地域の方の推薦により、新たに5名の方をお願いしたいと考えております。委員の所掌事務につきましては、社会教育法で定められており、公民館運営審議会は館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施について調査・審議を行うものであります。本来であれば、各公民館ごとに公民館運営審議会を作るべきであります。佐伯市全体の公民館の在り方についてということで、この審議会から意見を受けているものです。説明は以上です。

教育長 ご意見、ご質問はありませんか。なければ、提案のとおり承認してもよろしいですか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり)

教育長 提案のとおり承認されました。

議案第26号 佐伯市文化財保護審議会委員の委嘱について

教育長 議案第26号佐伯市文化財保護審議会委員の委嘱について、担当からお願いします。

社教課長 議案第26号佐伯市文化財保護審議会委員の委嘱について、現委員の任期が令和元年7月31日で満了するため、再任及び後任委員を任命したいので教育委員会の承認を求めるものであります。佐伯市文化財保護条例第47条第3項に委員は、文化財について識見を有する者その他教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命するとなっております。委員の所掌事務につきましては、

佐伯市文化財保護条例第 46 条に、審議会は教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議し、並びにこれらの事項について教育委員会に建議するとなっております。文化財の指定等に意見をすることが主な内容となっております。資料の 4 ページをご覧ください。新任は 1 名で、残りの方は再任となっております。この別紙を見ていただければ分かりますが委員は全員が男性となっております。佐伯市は各種委員会等について、男女比で 40 パーセント以上が女性となるよう取り組んでいます。本審議会の所掌事務の性質上、女性で該当する方がほとんどいない状況ですので全員が男性となっております。説明は以上です。

教育長 佐伯市が男女共同参画の推進ということで、女性委員の登用に積極的に取り組むというふうに第 2 次総合計画でも明記しております。その達成指標は 4 割となっております。

教育長 ご意見、ご質問はありませんか。なければ、提案のとおり承認してもよろしいですか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり)

教育長 提案のとおり承認されました。

議案第 27 号 佐伯市文化財保護推進委員の委嘱等について

教育長 議案第 27 号佐伯市文化財保護推進委員の委嘱等について、担当からお願いします。

社教課長 議案第 27 号佐伯市文化財保護推進委員の委嘱等について、現委員の任期が令和元年 8 月 8 日で満了するため、再任及び後任委員を委嘱並びに再任委員のうち、10 名を佐伯市文化財保護審議会委員と兼任したいので教育委員会の承認を求めるものであります。佐伯市文化財保護条例第 55 条第 1 項で、推進委員の定数は、30 人以内とする。第 2 項で推進委員は、文化財の保護に関する識見を有し、かつ、地域の文化財を把握している者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命するとなっております。資料の 6 ページをご覧ください。各地区から 3～4 名の委員をお願いしています。推進委員の所掌事務は、佐伯市文化財保護条例第 54 条に明記されています。(1) 文化財の巡視及び調査に関すること。(2) 文化財の保護についての指導及び助言に関すること。(3) 文化財保護思想の普及活動に関すること。(4) 前 3 号に掲げるもののほか、教育委員会が文化財の保護に関し必要と認めること。となっております。佐伯市文化財保護審議会委員と同様に推進委員も文化財の保護に関する識見を有する方の中から、地域の推薦等により新たに 5 名の方をお願いをしております。推進委員の主な役割としましては、11 月に各地区の文化財の確認をお願いしています。また、新たな文化財の掘り起こしとして、

推進委員の方から情報をいただけるようヒアリングを予定しています。この推進委員のうち、各地区から1名に文化財保護審議会の委員をお願いしております。説明は以上です。

教育長 資料の3ページをご覧ください。佐伯市文化財保護条例第48条第3項に、委員は第53条に規定する佐伯市文化財保護推進委員を兼ねることができるとなっているので、6ページの推進委員名簿の中に文化財保護審議会委員の名前が記載されており、備考欄に兼任と記載しています。

教育長 ご意見、ご質問はありませんか。

平井委員 審議会と推進委員はつながっていますか。

社教課長 情報共有は行いますが、活動内容が異なります。

平井委員 教育委員会とはつながっていますか。

社教課長 審議会は教育委員会からの諮問により審議し、答申をすることとなります。また、審議を行うための情報を推進委員から得るようにしております。

教育長 その他ご意見、ご質問はありませんか。なければ、提案のとおり承認してもよろしいですか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり)

教育長 提案のとおり承認されました。

議案第28号 令和2年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択について

教育長 議案第28号令和2年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択について、担当からお願いします。

学教課長 議案第28号令和2年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択について、令和2年度使用教科用図書の採択について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものであります。提案理由は、新学習指導要領の本格実施に伴う、小学校教科書の検定が昨年度実施されました。令和2年度からの使用に向け、教科書採択を今年度8月までに行う必要があること、中学校教科書についても簡易採択を行う必要があるためです。選定された教科書用図書は小学校が13種目、中学校が15種目であり、選定の理由は記載のとおりであります。説明は以上です。

教育長 ご意見、ご質問はありませんか。なければ、提案のとおり承認してもよろしいですか。

各委員 （全委員から「はい」との同意あり）

教育長 提案のとおり承認されました。

教育長 以上で予定した議事を終了します。ありがとうございました。

報告事項等

- （１） 損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定に伴う専決処分の報告について
- （２） 各種学力調査の結果及び今後の対策について
- （３） 第 13 回九州地区市町村教育委員会研修大会について
- （４） 第 57 回大分県中学校総合体育大会の結果について
- （５） 教育委員会と学校教職員との意見交換会の開催について
- （６） 次回教育委員会までの主要行事について

教育長 以上報告事項、その他に報告事項等ありませんか。

（確認：特になし）

特にないようですので、以上で本日の第 7 回佐伯市教育委員会を終了します。

終了 1 6 時 5 4 分